

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第六十七号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和二十五年十二月奈良県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第八十七条の二」を「第八十七条の四」に改める。

第二十二条中「及び五條市五條新町伝統的建造物群保存地区」を「五條市五條新町伝統的建造物群保存地区及び宇陀市松山伝統的建造物群保存地区」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。